		（純資産の部） ［略］	
		その他の包括利益累計額合計 株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［略］

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑪　略］

⑫　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑬・⑭　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

［⑸～⑳　略］

［３～７　略］

3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［表略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［表略］

		（純資産の部） ［同左］	
		その他の包括利益累計額合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　［同左］

2　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑪　同左］

［加える。］

⑫・⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項

［⑸～⑳　同左］

［３～７　同左］

3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書

及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　（生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

［同左］